



## 春秋会会員のみなさま

皆様2022年に入ってはや一月が経過致しました。

本年も、会報、ニュースレター等、面白くてためになる記事を発信していく所存であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

広報委員会一同



### 今月の予定

・2月22日(火)  
12時～ 幹事会



## とある弁護士の、「子育て体験談」

育児について、としか指定がなかったので何を書こうか迷ったのですが、妊娠前は、妊娠中や子供のいる生活について漠然としたイメージしかないことが不安だったので、生後9か月の現在までについて我が家はこんな感じ、という方向で思いつくままに書こうと思います。

私も配偶者も 67 期で、大阪で弁護士をしています。私は、3 年ほど前に事務所内で独立して個人のお客さんが中心、配偶者は、保険会社側交通事故案件の多い事務所の勤務弁護士です。

R2.8 頃に妊娠がわかりました。結婚当初から堺筋本町に住んでいましたが、子供が生まれて以降のことを考えると親の手を借りなければやっていけないだろう、ということで、R2.10 月末から家探しを始め、年末に私の実家から徒歩 15 分弱の吹田市に引っ越しました。

仕事については、基本的に新件をとらないようにしつつ、手元の事件の片づけに入り、年内位に一通り片付けて在宅勤務に切り替えられれば、と思っていたのですが、全く思う通りに進まず、R3.3 の第 1 週まで事務所に通う羽目になりました。ちなみに、私はつわりが全くなく、体調も非常に安定していたため特に問題はありませんでした。助産師の友人のアドバイスでは、予定日の 3 か月前くらいからは、いつでも病院に駆け付けられるような距離にいるべき、とのことでした。

4 月 7 日に出産しましたが、産前産後の 2 か月は配偶者を復代理人とし、その後は徐々に仕事を戻してもらい、引き続き原則新件をとらない方向で在宅仕事を再開しました。正直退職済みの両親に預けまくり、甘えまくりの環境があったためできたことだと思います（常に週 2・3 は預かってもらう。また当初は日常家事全般の手助けもあり、現在も買い物など何かにつけて助けてもらってます。）。

在宅仕事について、お客さんとはメールと個人携帯でのやり取りで、打ち合わせが必要な場合は、事務所より近い弁護士会での打ち合わせを中心にしています。郵便物は転送届と自宅発信、FAX は事務所とメール送受信で対応、送達関係は配偶者が別件期日に合わせた引き取り、期日は電話会議としています。

お客さん・相手方にはどこまで説明するか悩んだのですが、産後も続く打ち合わせが必要な事件（迷惑をかける事件）と、破産・相続放棄など在宅前提で新件を受任する際には事情説明しました。皆様予想以上に温かく対応していただき、非常にありがたかったです。

日常生活面について、体調は産後 1 か月過ぎからかなり回復しますが、頻回な授乳が欠かせない時期であり、疲れもたまってくるので、寝不足や手首の腱鞘炎に悩まされます。最も 3 か月くらいまでは赤ちゃんは寝ている時間の方が多いため、細切れであるにせよ使える時間はちよろちよろある気がします（書面までは書けない）。その後、徐々に日中は起きている時間の方が長くなりますが、自力で動けない間は最悪泣かしておいても死なないと思って時間を作ることはできます（書面までは書けない）。6 か月弱くらいからズリハイ等自力で動き出す & 離乳食が始まるので、目が離しにくく & 非常に時間を食われるようになります（書面までは書けない）。そして、8 か月ころからは後追いが始まるので、姿が見えないと泣かれます（書面までは書けない）。

なので、書面を書きたい場合は、配偶者のいる休日か、両親に預けて、または、早朝となり、寝不足な生活からはなかなか解放されません。

また、風呂入れはかなり難易度が高いので、配偶者なりの協力がなくなかなかしんどいです。

大変な面ばかり書き連ねてしまいましたが、**子供はとてもかわいいです**。そして、昔は嫌々聞いていた親の「子供を産んでみなければできない経験がいっぱいある。」という言葉が、やっと本当にわかり始めました。4月からは保育園入所予定で完全復帰の予定ですが、もっと子供と遊びたい気持ちと保育園入所が待ち遠しい気持ちが入り混じった現在です。

結論として、子供ができでとてもよかったですと思いますが、家族の協力は不可欠です。もっとも、コロナでリモートワークがしやすくなった点は、我々の仕事にも非常に大きな恩恵をもたらしてくれたので、子供を迷っておられる方は、一度仕事を在宅にしてみてもよいのかと思います。



## 新年会兼会長・副会長当選祝賀会

---

徳山 慶太会員（73期）

この度、春秋会新年会兼副会長・副会長当選祝賀会に参加致しました、73期の徳山と申します。

本会は、当初はレストランm i t t eにて開催予定でしたが、オミクロン株の急速な拡大を受け、昨年と同様に、Z o o mでの開催となりました。



本会は、各自で食べ物や飲み物を持ち寄る飲食自由の開催であり、参加された皆様の多くは、お食事もし楽しんでいらっしゃいました。因みに私は、感染防止策を講じたうえで、同じ事務所の木村圭二郎先生と一緒に、うな重のお弁当をいただきました。

当選された福田先生と黒田先生には、サプライズということで、各界の著名人の方々からお祝い・応援メッセージのビデオが届いており、Zoomの画面共有機能を利用して上映されました。ビデオをお送りいただいた著名人の方々のお名前をここで申し上げることはできませんが、いずれも著名な方からのメッセージであり、私もたいへん驚きました。



また、参加されていた先生方も、福田先生及び黒田先生に、お祝い・応援メッセージを送っていらっしゃいました。メッセージの時間は、一応、お一人様2分程度とされていましたが、いずれの先生方も、福田先生と黒田先生への熱い思いからか、時間を超過してお祝い・応援メッセージを送っていらっしゃいました。メッセージが送られている間も、チャットでそのメッセージに関するウィットに富んだボケ・ツッコミのやり取りが行われており、終始楽しい雰囲気でした。

途中では、各6～7人程度でブレイクアウトルームに分かれて歓談を行いました。ブレイクアウトルームでの歓談は、全体の進行とはまた違った雰囲気です。より親密な会話をすることができました。私が参加したブレイクアウトルームでは、美味しい料理店の情報交換がされ、たいへん参考になりました。感染状況が落ち着いたら、ご紹介いただいたお店に行きたいと思います。

以上のとおり、Zoomでの開催ではあったものの、本会は大盛況でした。

末筆ながら、福田先生、黒田先生、ご当選、誠におめでとうございます。

会長・副会長としての責務は極めて大きく、激務に追われることとなると拝察しますが、くれぐれもご自愛くださいませ。先生方のご活躍を心より祈念しております。

オミクロン株の感染拡大の影響を受けて、2月に予定されていた旅行企画も中止となってしまいましたが、今年こそは、感染対策等の制約なしに、皆様と交流できればと存じます。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



## 『永遠のゼロ』と『指揮官たちの特攻』～知覧を訪ねる前に

(岩本朗 会員)

- 1 年末にある忘年会に参加した際に、春秋旅行で特攻基地のあった知覧(i)を訪ねることが話題になり、その際、百田尚樹の『永遠のゼロ』(以下「ゼロ」と略する)の書名と一定の評価を口にした人があった。私はその場でこれに反発し、私はこの本に許しがたい気持ちを持っていること、小説を事前に読むのであれば、城山三郎の『指揮官たちの特攻 幸福は花びらのごとく』(以下「指揮官たち」と略する)を読むべきだ、という意見を述べた。さらにその場で、私がそう考える理由をどこかで書いてもらったらどうか、という提案をいただいたので、この場をお借りすることにした。
- 2 『指揮官たち』の著者の城山三郎は、経済小説の分野で有名な作家であるが、第二次世界大戦に関わる著書もいくつかある。私は弘田弘毅(ii)を描いた『落日

燃ゆ』(iii)を既に読んだことがあった。『指揮官たち』は、平成13年(2001年)に刊行されているが、私は文庫本化されてから購入した。

- 3 『指揮官たち』の主人公は、関行男大尉と中津留道雄大尉の2人である。2人は昭和16年11月(真珠湾攻撃の直前である)に海軍兵学校を卒業した同期生であり、どちらも艦爆(iv)乗りであった。日本史にある程度詳しい人であれば、関大尉の名前は教科書等で知っているであろう。フィリピンでの米軍との戦闘において大西瀧治郎中将(v)の命令により初めての組織的な特攻を行ったのが敷島隊であるが、同隊の指揮をとり、昭和19年10月25日、自らも敵艦に突入して戦死したのが関大尉である。他方、中津留大尉は、昭和20年8月15日、宇垣纏中将(vi)を同乗させて、最後の特攻作戦を敢行した指揮官である。私は彼の名前は『指揮官たち』を読むまでは全く知らなかった。
- 4 『指揮官たち』の物語は、最初の特攻と最後の特攻を行った2人の士官の短い人生と、2人よりも5歳年下で、自らも海軍特別幹部練習生(という名の特攻要員)に志願した城山の当時の経験を織り交ぜて展開していく。同世代を生きた城山の2人への強い共感が一貫しているが、同時に、誤った国策に対する強い怒りが随所に表現されている。詳しくは読んでいただきたいが、練習機や水上機まで動員して敢行された後期の特攻作戦に対する怒り・嘆きや、自らが動員される可能性が高かった「伏龍」(vii)部隊についての「少年兵の命など花びらよりも紙きれよりも安しとする日本海軍ならではの発想」との痛烈な皮肉などに城山の思いが溢れている。
- 5 さて、『ゼロ』である。同書の参考文献のうちのひとつに『指揮官たち』が上げられており、百田が『指揮官たち』に大きく依拠して執筆していることは間違いない。『ゼロ』の主人公は宮部久蔵少尉(架空の人物)であり、いろいろな本に出てくる飛行機乗りたちのエピソードを合体させたキメラのような人物に仕上がっているが、終戦直前の特攻というエピソードからしても、中津留大尉の人物像がかなり色濃く投影されているように思う。(viii)
- 6 では何が気に入らないのかというと、私は『ゼロ』の参考文献に全てあたってわけではないが、『指揮官たち』との比較でいうと、単に参考というよりは、「翻案」というのが適切なくらいに、話がそのまま取り込まれているのである。城山は、70名以上の人に直接取材をして、おそらく相当長い時間をかけて『指揮官たち』を執筆している。『ゼロ』は、これにタダ乗りしている印象が強い。(ix)『ゼロ』には、取材に協力してくれた方の名前が挙げられていない。百田は、直接取材ではなく、参考文献のみを材料にしてこの物語を作り上げたのではないのか。
- 7 このような手法を用いたうえで、『ゼロ』は、プロローグとエピローグに米軍の艦船搭乗員の目からみた宮部少尉機を描き、「悪魔のゼロ」とか、「サムライ」と米兵につぶやかせている。なるほど、ガダルカナル戦を取り上げた章があったり、人間爆弾「桜花(x)」を取り上げた章があったりして、一見すると、国策の誤りや無謀な戦い

の悲惨さを描いているようではある。しかし、全体としては、宮部少尉の特攻を賞賛する作品になっていると私には感じられた。『ゼロ』（百田）には、『指揮官たち』（城山）のような、国策の誤りに対する強い怒りはほとんど感じられないのである。

8 『ゼロ』の刊行は、2006年（平成18年）8月である。既にこの時期では関係者への直接取材は困難だったのではないかと、という意見があるかもしれない。しかし、つい最近まで、特攻の当事者や関係者に直接取材をして事実に向っていくことが可能だったことを教えてくれる労作として、劇作家である鴻上尚史の『不死身の特攻兵』(xi)を挙げておきたい。この本の第4章「特攻の実像」では、本当の命中率や国民の熱狂ぶりを含めて特攻作戦の全体像をコンパクトに整理している。

9 いささか感情的でまとまりのないことを長々と書きすぎた。私は、沖縄に飛ぶ特攻機の中継・不時着用の基地であった奄美群島・喜界島の戦跡（戦闘指揮所跡）をひとりで訪ねたことがあるが、知覧を訪ねたことはない。皆さんと共に、知覧で初めて目にするものをふまえて、さらにこれからも自分なりに考えていきたいと思う。

---

<sup>i</sup> 知覧は両作品が取り上げている海軍航空隊の基地ではなく、陸軍航空隊の基地である。なお、太平洋戦争の時期には、日米とも空軍という独立の組織はまだ有していなかったため、航空隊は海軍所属と陸軍所属に分かれている。

<sup>ii</sup> 外交官出身の元首相。文官として唯一 A 級戦犯として訴追され、絞首刑となった。

<sup>iii</sup> 私はこの本を大変感動して読んだが、城山の弘田に対する個人的な思い入れが強すぎるという批判もある。もう少し客観的な評伝として、服部龍二『広田弘毅「悲劇の最宰相」の実像』（中公新書）。

<sup>iv</sup> 艦上爆撃機。本来、航空母艦（空母）に搭載される爆撃機であるが、ミッドウェー海戦以後、海軍が主要な空母を喪失してからは主に陸上基地を拠点として運用された。

<sup>v</sup> 大西は終戦直後に自決している。多くの前途ある若者たちに特攻を強いた責任がそれで済むのかは全く別として、高級軍人としてひとつの決着のつけ方であろう。

<sup>vi</sup> 当時の第5航空艦隊司令長官。海軍の特攻作戦の総指揮官である。

<sup>vii</sup> 潜水服を着て、機雷を棒の先に付けて持ち、海底に縦横50メートル間隔で配置され、敵艦船が来たら機雷を爆発させるという本土決戦用の特攻部隊（『指揮官たち』による）。

<sup>viii</sup> 参考文献に、『戦艦ミズーリに突入した零戦』（光人社 NF 文庫・可知晃著・2005年3月刊行）が挙げられており、プロローグやエピローグの内容を含めて、具体的な特攻の内容に関しては、こちらの影響がより大きいかもしれない。なお、同書では、綿密な調査検討の結果、平成20年4月11日に突入した零戦の搭乗員は、第五建武隊の石井兼吉二飛曹か石野節雄二飛曹であると推定されている。

<sup>ix</sup> 『ゼロ』は、2006年8月刊行であり、城山は2007年3月に亡くなっている。城山が『ゼロ』を読んだら、激しく怒ったのではなかろうか。

× 1. 2トンの爆弾を搭載し、ロケットエンジンにより時速約648キロで飛翔する特攻兵器。一式陸上攻撃機に搭載されて出撃したが、一式陸攻自体が先に撃墜されてしまい、実際に特攻を行うことはできなかったという（『指揮官たち』による）。無惨というほかない。なお、一式陸攻は、山本五十六連合艦隊司令長官がブーゲンビルで戦死した際に搭乗していた機体である。

xi 講談社現代新書・2017年11月刊行。2016年2月に亡くなった佐々木友次伍長へのインタビューに基づく作品。佐々木は伍長という下士官階級、関や中津留のような士官ではなく兵なので、タイトルもあえて「特攻兵」とされている。海軍兵学校出身者や陸軍士官学校出身者（いずれも士官である）はできるだけ特攻に出さないようにする「差別」があったことも本書では紹介されている。他方、『戦艦ミズーリに突入した零戦』では、海軍兵学校出身者のうち、航空要員の戦死率が約60パーセントに達していることから、海兵出身者が特攻を逃げ回っていたという批判は正確とはいえない、とされている。

---

今回の春秋旅行は、残念ながら延期となりましたが、皆様のお気持ちだけでも知覧にお連れしたく、掲載させていただきました。



## 世界ローカル線紀行（2）

### 中国国家鉄路局：図們—長春

---

中華人民共和国。この国の政府に対しては言いたいこともあるし、世界的にも言いたいことのある国も多いのは承知しているが、鉄道趣味者としては、最高の国である。

国内のあらゆるところに高速鉄道を張り巡らせ、チベットのラサに鉄道を到達させた。また、昨年12月には、雲南省の昆明からラオスの首都ビエンチャンに高規格鉄道を開通させた。おまけに、日本から近いし、物価も安い。漢字も読める。海外の鉄道旅行で、地名が読めるか否かは、旅行のしやすさにおいて決定的である。タイで切符を買っても、それがほんとうにその駅まで行けるのか、全くわからない。コロナが終わったら、すぐにでも乗りに行きたい。

さて、その中華人民共和国（以下「中国」という）に、図們という町がある。「とうめん」と読む。多くの人は知らないと思われる。グーグルマップを開け、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という）と中国の国境線をたどる。その線が、一番北に寄っている地点、ロシア連邦（以下「ロシア」という）のウラジオストクの西約100キロにその町はある。実は、このあたりが、日本から一番近い中国領土で、図們的隣町、延吉（イエンジー）に、関空から飛行機が飛んでいる（コロナ前）。搭乗時間は、沖縄とほとんど変わらないくらい短い。

このあたりは、吉林省延辺朝鮮族自治州といって、朝鮮族が多く数でいるエリアである。町の看板も、中国にいるのか韓国にいるのか混乱するくらい楽しい。中国語で話しかけられて、即答できずにまごまごしていると、即座にハングルで言い直される。ハング

ルしかわからないのだと判断されるからだ。たまに韓流ドラマを見ているので、それがハンゲルであることはわかるが、返答できません。



さて、延吉からバスに乗って、1時間弱。図們にやってきた、この街は、中国と北朝鮮の国境の町で、中国と北朝鮮を結ぶ鉄道が通っている。なかなか、北朝鮮には行けないので、中国側から北朝鮮の鉄道を観察するという計画である。

図們的南には豆満江という川が流れており、それが中朝国境だ。その向こうに、北朝鮮の「南陽」と思われる町がある。この辺の豆満江は、それほど広くなく。淀川というよりは、大和川（南海高野線あたりの）くらいの幅である。



中国と北朝鮮の国境、なんかものものしい感じがするが、訪問時(2017年)時点では、極めて緩く、中国側は、北朝鮮を望む観光地と化している。豆満江の中国側の呼称は、図們江である。発音は似ている。

なんと、豆満江（つまり国境）に架かる橋も観光地となっており、国境の地点まで行って、みんなで記念撮影ができる状態になっている。

橋の中間地点、赤の parasol があるところが、中朝国境である。このラインは、戦前



であれば、大日本帝国と満州国の境界であった。なかなか感無量である（右翼ではない）。しかし、適当だ。中国側と思われる係員が折りたたみ椅子にすわって監視しているが、起きているとは思えない。みんな、2, 3歩くらい越境して写真を撮っている。

橋の向こうの対岸には、北朝鮮の係員がいて、その向こう（東側）

が北朝鮮の駅であると思われる（ここからは、線路は見えない）。駅の入り口には、金日成元国家主席と金正日元国防委員会委員長の肖像画がならんでいる。ほんとに、あるんや。肖像画。

この橋からは、線路が見えないので、中国側でもらった適当な市内観光図を頼りに、より北朝鮮が見えそうな場所に行くことにする。この付近では、豆満江は、南から北に流れている。川の西側に小高い丘があり、日光山森林公園と名付けられ地元民のお出かけスポットとなっている。地図から推測すると、この公園から、中国と北朝鮮を結ぶ鉄道橋と南陽駅が見えるはずである。

日光山森林公園は、地元民でにぎわっていたが、豆満江側（北朝鮮が見える方）の遊歩道に入ると急に人が少なくなる。遊歩道からは、豆満江を隔てて北朝鮮側が見えるが、人が少なくなってきた。実は、入ってはいけないところに踏み込んでしまったのか？いきなり作業員とかが出てくるのではないかと不安になる。同行している妻も、訳のわからないところに連れてこられて不安そうである。

とはいえ、10分くらい歩くと展望台に出た。どう考えても、北朝鮮を展望することが目的の展望台で、先客もいたので安心だ。

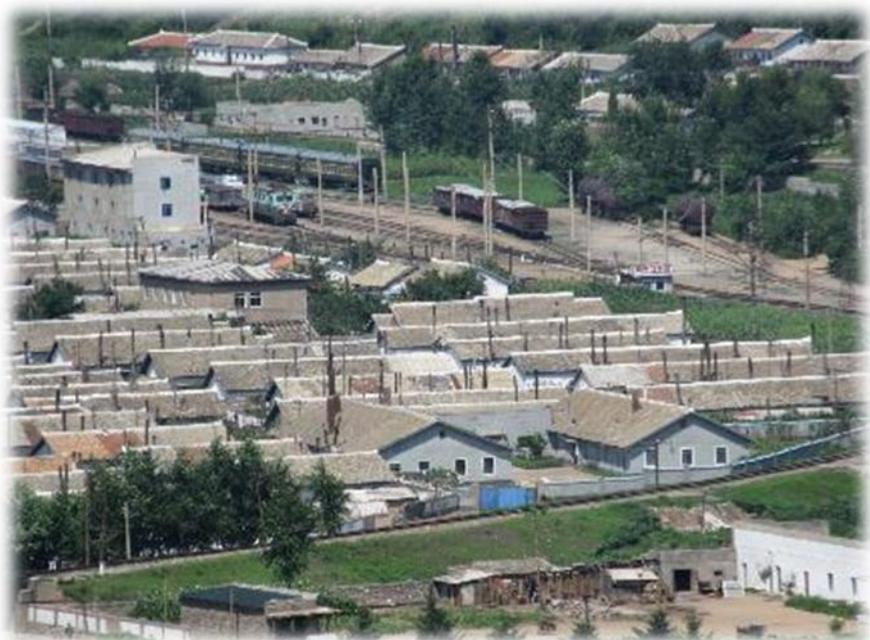
真ん中の橋が中朝国境を渡る鉄道橋である。昭和2年に架けられ、朝鮮総督府鉄道局、満州鉄道の運営を経て、現在に至っている。レールの幅は標準軌（日本の新幹線と同じ）で、世界標準である。架線柱がないので非電化のようである。川の右側が、南陽市でオレンジの屋根のきれいな建物が林立しているが、人気を感じられず、張りぼて感がある。



この線路は、鉄橋を北朝鮮側に渡ると左（北）に大きくカーブし、その先に南陽駅がある。国境の鉄橋は電化されていないが、北朝鮮内の鉄道は、電化されているようで、かなり旧式の電気機関車が止まっている。鉄道趣味者以外は、意味が分からなくて結構であるが、日本の EF58 のような外観である。

鉄道車両は全般に古い。中国国鉄の深緑の客車が止まっているが（これは、中国では旧式）、これが新品のように見えてしまう。

この鉄道は、日本海側の清津に出てピョンヤンに通じている。戦前は、38度線で分断されていなかったから、ソウルを経て釜山に行けたはずである。いつになるのかわからないが、その日が来れば、ぜひとも乗車したいものである。ところで、このような微妙な場所で写真を撮りまくっていいのか？という疑問が湧くが、この場所は明らかに展望台であるし、コイン式の望遠鏡も併設され、さらには、「映える」写真を撮ることを前提とした施設もある。また、同様の写真は、ネットに上がりまくっているので、許されていると解釈する。念のため、読者は、これらの写真を拡散しないように



さて、話は、中国の鉄道に移る。

高速鉄道の駅は、在来線の図們駅とは違う場所にある。図們北駅が高速鉄道駅である。中国は、日本と違い、東西南北が地名の後につく（西明石とか北伊丹）のが普通で、堺東は少数派である。図們北駅は、まさに駅しかないところで、人工的な区画、建物だけで構成されている。中国の高速鉄道の駅は、多くはこんな感じで、大変似ている。ここは、吉林省の省都長春から、中国とロシアの国境の街琿春市を結ぶ高速鉄道の途中駅である。416キロ（新大阪―静岡県三島に相当）離れた長春を2時間50分で結ぶ。日本の新幹線よりは、少し遅い。



（続く）

（広瀬 元太郎会員）



## 「弁護士よ！お金の話をしよう」の話をしよう

**木村圭二郎先生**（39期）より、「弁護士よ！お金の話をしよう」の記事に対するご意見の投稿をいただきました。以下、先月号の続きです。

**「弁護士よ！お金の話をしよう」の話をしよう。**

**木村圭二郎（39期）**

### 第3 「自分人件費控除後税引後利益」という考え方－弁護士業務という「職業」

#### 1 自分人件費控除後税引後利益

「お金の話をしよう」の記事では、「自分人件費控除後税引後利益」という指標を用いて「幸せ」の指標とするという新たな提案がなされている。自らの手間賃も入れて経費を計算するという考え方は新たな発想に基づくものである。そのことをどのように捉えれば良いのであろうか。

アソシエートの場合、「自分人件費控除後税引後利益」が低いとすれば、年俸

に対し酷使されていることが主因とも考えられるので、そのように感じたとすれば、事務所に対し待遇改善の申入れや事務所の移籍を検討する必要があるということであろう。

これに対し経営者・パートナーの立場の場合、「自分人件費控除後税引後利益」の意味は、必ずしも単純なものではない。

## 2 「職業」としての弁護士業務

職業とは「個性の発揮、連帯の実現および生計の維持を旨とする人間の継続的な行為様式」と定義されているようである。

弁護士業務が、職業として生計の維持を目的とする活動であることは当然のことであるが、個人的には、個性の発揮や（依頼者や同僚との）連帯の実現という意味合いが大きかった。簡単に言えば、訴訟・訴訟外業務を問わず、具体的案件を処理し、上手く行った際の喜びを依頼者と共有することや、委員会活動で様々な研究をし、一つのプロジェクトを仕上げることに、あるいは、論文等を書き最先端の法的議論を理解することなど、弁護士業務がとにかく「面白かった」のである。

「お金の話をしよう」の記事は、私より新しい世代の弁護士の「本音」で執筆された記事であると理解している。そして「自分人件費控除後税引後利益」という指標は、「仕事」と「仕事以外」とを分け、前者の時間が少ない方が「幸せ」の増大に繋がるという考え方、つまり、弁護士業務に費やされた時間が少ないことを「良し」とする考え方と捉えることができる。

仕事＝弁護士業務（委員会活動や法律論文執筆の時間を含む）とプライベートの時間（ワーク・ライフ・バランス）について、例えば、家族との時間は貴重であり、その時間を犠牲にして仕事をするには意味がないと思う。しかし逆に、仕事の時間と仕事外の時間とが、人生における「価値」において本質的に異なるものであるとの前提で、前者をできる限り少なくすることが、人生を豊かにするとの認識をもったことはない。むしろ仕事を通じた人間関係の広がりや、人生を豊かにしているとさえ感じている。理屈なしに弁護士業務が「面白かった」私からすれば、その時間を少なくすることを良しとする考え（弁護士業務をそれほど「面白い」と感じられなくなっている所以）こそが議論されなければならないように思われる。

なお、事務所経営においては、アソシエートの就労時間が過度にならないように留意し、ワーク・ライフ・バランスに配慮する立場にあり、そのことを実行していることは述べておきたい（当事務所のアソシエートに聞いて戴いても、その点に特段の異論は出ないと思う(笑)。因みに、当事務所の実働18名の弁護士のうち女性は5名（うち2名がパートナー）である）。

## 3 理想と現状

個性の発揮や連帯の実現と言っても、経済的基盤がなければ長続きせず、生計の維持が職業の第一義的役割であることは当然のことであろう。本件記事の背景として、新しい弁護士の世代において、弁護士の業務の生計の維持機能そのも

のに影響が生じている状況が示唆されているのではないか、その点が本件記事を読んで気に掛かった。

個人的経験として、弁護士登録から10年目～15年目は自分に投資をする準備期間と理解されることを述べた。しかし新たな世代からすれば、そのような準備期間を経て飛躍に備えることが「理想」であるとしても、そのような自己投資を可能とする法律事務所に勤めること自体が難しく、本稿で述べられた私の経験について、単に運が良かっただけと捉えられるかも知れない。あるいは、私が述べた経験は、旧世代の恵まれた「楽園時代」の話であると捉えられるかも知れない。

そのような理解に敢えて異を挟む積りはない。我が身を振り返ってみれば、多くの人との出会いがその後の弁護士生活の糧となっており、自分でも「運」が良かったと感じるところが多々あるからである。しかし全てを「運」や「時代」の問題で片付けてしまうことになれば、現状への対策を捻り出すことはできない。全くの蛇足としての愚見であるが、本件記事に関し感じた問題との関係で、弁護士会の果たし得る役割について述べたい。

## 第4 旧世代に属する弁護士としての愚見

### 1 弁護士会による法的需要の拡大

福田健次先生が、弁護士会から弁護団等への補助の可能性を提案していた。現状の弁護士会内の議論として考えれば、個別案件を扱う弁護団への補助を弁護士会が行うことは難しいようにも思われる。しかし、例えば、過払い訴訟や肝炎訴訟に関し大々的な広告を行うことで、「投げ網式に」依頼者を集めている事務所のような対応を弁護士会が採用できていればどうであろうか。

弁護団が切り開いた過払い訴訟とか肝炎訴訟の被害者救済に伴う法的ニーズを、弁護士会又はその外郭団体に取り込み、会員一般に紹介するといった仕組みを前提とすれば、弁護団の行為は、被害者救済活動であると同時に、全体としての弁護士の業務拡大に寄与するということで、会費を原資とする補助も正当化する余地があるのではないだろうか。見極めは簡単ではないかも知れないが、大量の被害救済に繋がり得る「テスト・ケース」への補助を検討しても良いのではないだろうか。

また、日米双方の法律実務に通じた者は誰でも、訴訟に関して日本は被告天国・米国は原告天国という印象を持つのではないだろうか。日本では、原告の請求を基礎付ける被告の保有情報の開示は極めて限定的であるのに対し、米国では、ディスカバリー制度を通じ、被告の手持ち資料はほぼ全て開示される。武器対等（証拠の偏在の解消）は訴訟の公正性の基礎であり、例えば、被告内部での意思決定等に関する事柄は、被告の手持ち資料の開示がない限り明らかにすることはできない。原告にとって訴訟が有用であれば、訴訟件数は増加することになるであろう。ディスカバリー制度の導入については、弁護士業務の拡充という視点においても検討されるべきであろう。

個々の弁護士による依頼者・依頼案件の獲得は、「競争」の中で行われることで

ある。全体としての「パイ」を増やすため、弁護士会としては、法的需要の拡大策に意を用いる必要がある。

## 2 法律事務所の「揺り籠」機能と代替手段の必要性

「お金の話をしよう」の記事が背景とする、現在の弁護士の「実像」として、一定数の新たな弁護士が弁護士登録をして間もない時期に、自らの能力の研鑽を図る機会を提供する「揺り籠」の役割を果たす法律事務所に巡り合えていないのではないかということを感じた。

上述のとおり、個人的経験として、弁護士登録から10年目～15年目は自分に投資をする「準備期間」であると述べ、とりわけ弁護士登録してから数年は、法律事務所での研鑽が重要な意味を有していたとの経験を述べた。しかし、一定数の新たな弁護士が、そのような自己研鑽の場としての法律事務所を経験することができないということであれば、そこには明らかなハンディキャップがあるということになる。弁護士も自由業である以上、依頼者を確保できる弁護士と確保することが不得手な弁護士との間で経済的な差異が生じることは現実問題として否定できないことであろう。しかし、そのような差異が、個人の努力と関わりないことに由来するとすれば、弁護士会として、差異の原因をできるだけ解消するための努力をすることが必要となるように思われる。以下の「3」及び「4」は、そのような観点から委員会を活用することへの試論である。

## 3 委員会を活用した専門性の陶冶

委員会活動に関連して、具体的な案件の受任や紹介がされている現状がある。かつては、委員会活動は人権救済活動であると厳格に意識されており、委員会活動に関連して具体的な案件を受任することに対し、消極的な考えが多かったように思われる。

しかし、委員会にはその所管する法的問題に関心を有する弁護士が参集し、そのような関心を基に互いに研鑽をし、結果として互いの専門性が高められて行くのであるから、委員会の活動を通じ、専門性を有する弁護士集団が形成され、そのような弁護士集団が、直接・間接に案件の受任等をするようになるのは自然な流れである。

委員会への参加及び委員会内部での公正性が確保できるのであれば、委員会の専門性を利用し、様々な機会を通じ、委員会の所管事項に関する法的ニーズを捉え、それを当該委員会に所属する弁護士集団で処理することを消極的に解する必要はないように思われる。現在、弁護士会での具体的な案件の配分は法律相談センターを通じ行われているが、それでも特定の分野の弁護士の人選につき委員会が事実上の決定をしているところがない訳ではない。委員会による案件の創出・処理機能を正面から認めても良いのではないだろうか。

一つの例であるが、私が所属する委員会で、最近の FATF 勧告後の犯罪収益移転防止法の厳格化に基づく、中小金融機関への講演ニーズ等を予測し、マネー

ロンダリングといった組織犯罪対策に弁護士が寄与できるようにするための研究会を開催している。中小金融機関との連携を通じ、組織犯罪対策という目的を達成するとともに、参加した弁護士の専門性を陶冶し、かつ、その専門性を活用し新たな業務分野を開拓してもらうことを企図した企画である。

#### 4 委員会を活用した専門認定と専門家の育成

大阪弁護士会では、弁護士の「専門」制度を目指しながら「挫折」が続いている。

個人的には、上述の委員会の専門性を利用して、委員会による「ピア・レビュー」を「専門性・資格認定」の根拠とすることを検討してはどうかと考えている。現在の大阪弁護士会を見渡したとき、実質的に専門性を認定することができる組織は委員会しかないように思われる。細部の設計をどのようにするかを検討は必要であろうが、委員会による「専門性・資格認定」は、現在行われている専門研修の受講というやり方よりも実質が伴うように思われる。

「得意分野」と言い「専門性」と言い、一定の経験がない限り、その資格を名乗ることは難しいように思われる。委員会のピア・レビューを通じた「専門性・資格認定」ということであれば、経験を要件とすることなく、当該弁護士の法的知識等の評価による認定が可能となり、そのような認定を通じ、依頼者を誘引する契機を掴むことができるように思われる。

また、例えば弁護士会の委員会等で、会社法、労働法、知的財産法、独占禁止法、金融商品取引法等の論文集を企画し、その分野での著名弁護士に監修を依頼しつつ、希望する弁護士に執筆の機会を与えることができれば、新たな弁護士が専門的法分野での論文執筆をアピールする機会を得ることができるのではないだろうか。私の知る限りでも、知的財産権や倒産法の分野では、先達の配慮でそのような企画が行われている。そのような企画を弁護士会として制度化できないかということである。

弁護士は具体的な案件の処理を通じて鍛えられ、経験のある弁護士と専門的な案件を共同することで成長できる。本来、そのような役割は、弁護士が当初所属した法律事務所が果たしていると思われるが、そのような機会を得られなかった弁護士のために、委員会が代替的な機能を営むことができないかという問題意識である。もちろん、弁護士会としてできることは、あくまでも機会の供与だけであり、専門性の獲得は、個々人の努力に委ねられる部分が大いことは論を俟たないところである。

#### 5 「弁護士会よ！お金の話をしよう。」

個人的な経験によれば、依頼者の獲得は、①依頼案件の存在、②依頼案件に繋がる人的ネットワーク、③対外的にアピールできる法的ニーズへの対応能力に掛かっていると思われる。したがって弁護士会として行うべき施策もこれに対応し、①法的ニーズの確保、②人的ネットワークの構築支援、③対外的にアピールできる法

的能力の研鑽の支援ということになる。

弁護士の業務は「自由業」である。自由業なので、それぞれが、その置かれた状況で工夫をして自分の事業を遂行することが原則であり、そこに弁護士会が関与する必要がないという考え方をするとすれば、現状への対応は不要ということになる。これに対し、法律事務所の「揺り籠」機能を享受できる弁護士とできない弁護士との差異を「不合理」なものとするのであれば、弁護士会として、その点に関する対応を行うことが必要となろう。

これまでも弁護士会は、行政連携、弁護士費用保険の拡充等の法的需要拡大策、専門性を身に着けるための研修、若手支援策等として様々な施策を行ってきた。しかし、「お金の話をしよう」の記事が出された背景に愚考をめぐらす中で、弁護士会として、もう少し「お金の話」を重視しても良いのではないかと思われた。上述の愚見に留まらない、新たな世代の自由な発想を取り入れ、弁護士会として「お金の話」をすることが必要なのではなかろうか。そのことにより、新しい世代の弁護士が弁護士業務を「面白い」と感じることでできる環境作りができればと切に願う。

以上



## 今月の一枚 ～ユートピアとはなにか～

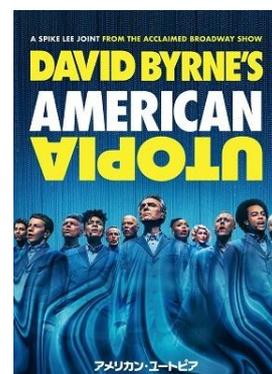
(青木 佳史会員)

“赤ん坊の脳内の神経細胞間のつながりは大人より多いそうです。

成長するにつれ次第に減っていくというのです。私たちは愚かになっていくのでしょうか？”

デヴィッド・バーンさんが、大脳の模型を片手に、こう問いかけることから始まる音楽映画「アメリカン・ユートピア」は、これまで誰も見たことのないような、健全な楽観主義に満ちた、知性と肉体が躍動する見事なパフォーマンスエンターテインメントである。

バーンさんは、'80年頃からトーキング・ヘッズのリーダーとして、アフリカンリズムを大胆に取り入れた革新的な表現で、ロックの概念を大幅に更新し、その後に多大な影響を与えてきた。ソロになっても様々なコラボを通じて、アフリカ、中東、南アジア、ブラジル等「第三世界」の音楽を提示し続けてきた。2018年に14年ぶりのソロ作品を発表し、ワールドツアーを経て、そのライブをブロードウェイで舞台化したところ大評判。それを「ドゥ・ザ・ライトシング」のスパイク・リー監督が映像化し希有の作品が誕生した。



舞台上には何のセットもない。アンプもスピーカーもドラムもない。ただ、テレビの送信線を思わせる銀のすだれに三方を囲われたスクエアに、曲が進むにつれ一人また一人と、グレースーツに身を包んだ12人が立ち現れ、携えた種々の打楽器（6人編成）、ギター、ベース、キーボードを奏で、踊り、歌い、歩きまわる。人種、国籍・出身、性、世代も多様な、世界で活躍する名うてのミュージシャン達が繰り出すのは、一糸乱れぬ精緻でダイナミックなアフロビートだ。

コンサートの舞台化にあたって、バーンさんは、人間が一番見たいのは結局、人間の動きそのものなのだ、と思い立つ。そこで楽器もマイクもスピーカーも全てワイヤレス化し、セットも排し、地味な揃いのスーツと裸足の12人が、あたかもマーチングバンドのように様々なフォーメーションで自在に、舞台狭しと動き回る音楽集団を作りだした。

そこに飄々として無機質なバーンさんの声で、極端に低い地方選挙の登録率、移民の共生（everybody's coming to my house）、銃規制（Bullet）など、現代アメリカの抱える問題をはさみながら、トーキングヘッズ時代から最新作までの名曲が歌われていくが、そこに深刻さや悲壮感は微塵もない。終盤、ジャネル・モネイの作品「Hell you Talmhout」で、権力により命を失った黒人の名前を連呼しながら全員が打楽器を打ち鳴らすクライマックスでさえ、告発や自省ではなく、人類共通の問題として変わっていかうとする共感のようなものに満ちあふれ、映画館にいるこちらまで立ち上がってしまいそうになる。

そこで体感するのは、踊り、歌うことを通じて観客と直接につながることで、少しずつの変化となって、やがて期待する未来に向かうはずだという楽観的で健全な身体性である。

エンディング（One Fine Day）の前には、黒人・ゲイとして生涯にわたり差別と迫害に苦しめられた作家ジェームズ・ボールドウィンの言葉が引用される。

“この国にはまだ、いまだかつてない改革の余地があるはずだ”

バーンさんは続ける。“私たちにはまだ可能性があります。幼いころの神経細胞間のつながりは失われても、私たちはそれを復活させることができます。脳内ではなく他者とつながることによって、私たちの人間性はできあがっていくのです。”

それにしても、あまりにもカッコいい。ひたすらワクワクする。

アンコールの Road to nowhere で会場内を練り歩くメンバーと観客の笑顔や自転車でN Yの街中を駆け抜けるメンバーたちを観て、楽しい気分にならない人などおそろくないだろう。

映画館上映は終わったけれど、ビデオを大画面・大音量で、ぜひ。

Burnig Down the House 動画

<https://youtu.be/8HNIja2Vsp8>

Once in the Lifetime 動画

<https://youtu.be/fVchTKf0kZ8>

I Zimbra 動画

<https://youtu.be/9eljCyqN3D8>

オリジナルサウンドトラック

<https://open.spotify.com/album/71tI4k4k63o0gHt6mDj0IR?si=s2QlwPG8Ri-60EFk7NstBQ>



## 破産法○×クイズ【免責】編

---

破産申立に関する問題です。○か×かで答えなさい。

- Q 1 同時廃止申立事件において、申立人が所有していないとしても、例えば親が所有している不動産に居住している場合、その不動産の不動産登記全部事項証明書（共同担保目録付）を裁判所に提出しなければならない。
- Q 2 同時廃止申立において課税証明を提出する場合、生命保険控除がなくても、その課税証明書には生命保険控除欄がなければならない。
- Q 3 法人の管財申立の場合、決算書のうち直近年度から順に過去 2 年分を裁判所に提出する必要があるため、決算をしていない場合は、決算をした上で申し立てなければならない。

（回答はこちら：osaka-syunjyu-kai.com パスワードは「sjntnt」）

（浦 寛幸会員）

## 2021 年度 広報委員

- ・広瀬 元太郎  
(60 期 委員長)
- ・柳 勝久  
(61 期 広報担当副幹事長)
- ・有村 とく子  
(50 期 2019 年度委員長)
- ・中森 俊久  
(55 期 昨年度委員長)
- ・山口 昌之  
(58 期 昨年度副幹事長)
- ・浦 寛幸 (59 期)
- ・木場 晶子 (67 期)
- ・田村 瞳 (67 期)
- ・吉留 慧 (68 期)
- ・信吉 将伍 (69 期)
- ・高 一成 (69 期)
- ・根本 俊太郎 (70 期)
- ・佐久間 ひろみ (71 期)
- ・足立 敦史 (71 期)
- ・村本 健司 (71 期)
- ・河野 哲平 (71 期)
- ・才木 晴幹 (72 期)
- ・久井 大輝 (73 期)



## 執行部便り

こんにちは。親睦委員会担当の寺川です。

いよいよ年明けから親睦委員会の親睦企画で WEB ではなく実際に会って交流してもらい、会員のみなさんに楽しんでもらいましょう！と竹中委員長をはじめとして張り切っていたのですが。。

オミクロン株にめげずに「新年会兼会長・副会長当選祝賀会」はホテルから ZOOM での開催へ切り替わり、サプライズゲストも飛び出して大いに盛り上がった会になりました。

福田先生、黒田先生、おめでとうございます！

「新人歓迎旅行」は流石に ZOOM 開催とはいかず、様々な事情を考慮しまして、断腸の想いで「中止」という判断になりました。

残る親睦企画は 3 月 1 2 日 (土) 1 7 時 3 0 分～「劇団四季・オペラ座の怪人観劇」です！！(限定 3 0 名！！)

このころには、オミクロン株もピークアウトして皆さんで楽しめることを切に願っております。

(寺川 拓 会員)



## ニュースレターの原稿大募集します

広報委員会といたしましては、このニュースレターを双方向的なものにしたいと思っており、皆様の原稿を大募集します。ぜひ、投稿ください。

- 1 今までのニュースレター・会報の記事に対するご意見
- 2 子育て体験談
- 3 変わった国に行った旅行記
- 4 ペットや趣味の紹介
- 5 感動した本、マンガ、ゲームの紹介

下記にお送りいただければ、ニュースレターに掲載させていただきます  
(もちろん、一定の審査はさせていただきますが…)

[Ghirose2021@vega.ocn.ne.jp](mailto:Ghirose2021@vega.ocn.ne.jp) (広報委員長のメール)



## 会報・ニュースレター閲覧状況

---

広報委員会電子刊行物のアクセス数 (1月24日現在)

- ・2021年度会報秋号 (他会派にも公開) 1 5 5 4
- ・ニュースレター 1月号 (春秋会のみ公開) 3 9 5